

報告第 8 号

令和 2 年度鳩山町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置について

令和 2 年度鳩山町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 7 項の規定に基づき次のとおり報告します。

令和 3 年 11 月 30 日提出

鳩山町長 小 峰 孝 雄



1 不認定となった日

令和 3 年 9 月 17 日

2 講じた措置の内容

元職員による官製談合事件（以下「本事件」という。）により、町の契約事務、入札事務等だけではなく、執行体制全体に対する信頼を失墜させたことが令和 2 年度鳩山町一般会計歳入歳出決算の不認定の主たる原因と捉え、次のとおり必要な措置を講じた。

- (1) 町議会等の指摘事項を踏まえ、令和 3 年 9 月 22 日に「鳩山町不正事件に係る再発防止対策報告書（中間報告書）一部修正」を作成し、その中で位置付けた本事件に対する再発防止対策を早急に実施することとした。
- (2) 鳩山町不正事件に係る再発防止対策有識者会議の中で、町職員等を対象に過去の入札契約事務に関するヒアリング等を実施し、本事件に係る原因究明を行うこと、及び「鳩山町不正事件に係る再発防止対策報告書（中間報告書）一部修正」に位置付けた再発防止策等の検証を行い、その結果を町長に提言し、「鳩山町不正事件に係る再発防止対策報告書」の最終報告書を作成することとした。
- (3) 令和 2 年度鳩山町一般会計歳入歳出決算の不認定という重い結果を踏まえ、基金の取り崩しと起債の発行を最小限に抑えることを基本方針とした令和 4 年度予算編成方針を作成し、令和 4 年度の予算編成に取り組むこととした。